

# 文部科学省所管独立行政法人の非常勤監事の報酬について

平成 27 年 2 月 26 日  
文 部 科 学 省  
独立行政法人評価委員会事務局

平成 26 年 8 月 20 日の文部科学省独立行政法人評価委員会総会(第 59 回)において、独立行政法人教員研修センターの非常勤役員手当を日額支給から月額支給に変更したことについて意見聴取が行われたところ、委員から以下の御発言があった。

## <委員御発言の概要>

- 非常勤監事の報酬については、監査業務の公正性及び独立性の確保が明示的に担保された規程ぶりとし、透明性を高めることが必要である。
- 「理事長が定める」という条文だと、理事長に大きな裁量権、決定権があるように読めるため、規程ぶりを検討すべきではないか。

これを踏まえ、文部科学省所管独立行政法人の非常勤監事の報酬については、以下のいずれかの方針に則り、規程を定めることとする。

1. 非常勤役員の報酬額を規程中に明記する。
2. 非常勤役員の報酬額の上限を規程中に明記し、勤務形態等を考慮して理事長等が定める。

## (参考)

独立行政法人に対しては、政府方針等において監事の機能強化や内部統制システムの整備が求められている。

- 独立行政法人改革に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）
- 独立行政法人の監事機能の監事の機能強化に伴う措置について

(総管査第 321 号 平成 26 年 11 月 28 日)